

高知県特定非営利活動促進法施行条例

平成10年10月20日条例第43号
改正 平成12年12月26日条例第90号
平成15年3月28日条例第22号
平成19年3月23日条例第37号
平成20年10月21日条例第38号
平成23年12月27日条例第11号
平成24年3月16日条例第43号
平成24年7月13日条例第49号
平成29年3月24日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）を施行するため、法、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）及び特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

- 第2条** 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、規則で定めるところにより、法第10条第1項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 法第10条第1項第2号ハの各役員の住所又は居所を証する書面は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しとする。ただし、当該役員が同法の適用を受けない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書とする。
- 3 前項ただし書に規定する書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。
- 4 第2項に規定する書面は、第1項の規定による申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

(公表の方法及び縦覧の場所)

- 第3条** 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告又はインターネットの利用による公表は、高知県のホームページにより公表するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によりホームページにより公表することができないときは、規則で定める方法により、これに代えることができる。
- 2 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧は、規則で定める場所においてこれを行うものとする。

(申請書等の補正の手続等)

- 第4条** 法第10条第3項の補正することができる軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであると知事が認めるものとする。
- 2 法第10条第3項の規定に基づき第2条第1項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項の書類（以下この項において「申請書等」という。）の不備を補正しようとする者は、規則で定めるところにより、補正後の申請書等を添付した補正書を知事に提出しなければならない。

(設立の登記の届出手続)

第5条 法第13条第2項の規定により設立の登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(社員総会の議事録の作成)

第6条 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により作成しなければならない。

2 法第 14 条の 9 第 1 項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合は、前項の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を含めたものとしなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出手続)

第 7 条 法第 23 条第 1 項の規定により役員の変更等の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第 23 条第 2 項の規定の適用を受ける場合における第 2 条第 4 項の規定の適用については、同項中「第 1 項の規定による申請の日」とあるのは、「法第 23 条第 1 項の規定による届出の日」とする。

(定款の変更の認証の申請等)

第 8 条 特定非営利活動法人は、法第 25 条第 3 項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第 4 項の書類（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第 26 条第 2 項の書類）を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第 25 条第 5 項において準用する法第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の規定の適用を受ける場合における第 4 条の規定の適用については、同条中「法第 10 条第 3 項」とあるのは「法第 25 条第 5 項において準用する法第 10 条第 3 項」と、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項」とあるのは「第 8 条第 1 項」とする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第 9 条 特定非営利活動法人は、定款の変更（法第 25 条第 3 項の規定により知事の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、同条第 6 項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(定款の変更の登記の届出手続)

第 10 条 法第 25 条第 7 項の規定により定款の変更に係る登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の備置き等)

第 11 条 特定非営利活動法人は、毎事業年度の初めの 3 月以内に、法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第 28 条第 2 項の書類を、その事務所に備え置かなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 12 条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの 3 月以内に、前条第 1 項の事業報告書等のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第 13 条 知事は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（法第 28 条第 3 項第 1 号に掲げる事業報告書等をいい、過去 5 年間に提出を受けたものに限る。次項において同じ。）、役員名簿（法第 10 条第 1 項第 2 号イに規定する役員名簿をいう。次項において同じ。）又は定款等（法第 28 条第 2 項に規定する定款等をいう。次項において同じ。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定める場所において、これを閲覧させ、又は謄写させるものとする。

2 前項の規定により事業報告書等、役員名簿又は定款等を謄写しようとする者は、高知県民室設置運営規則（平成 15 年高知県規則第 95 号）第 11 条及び第 12 条に定めるところにより、当該事業報告書等、役員名簿又は定款

等を複写することができる。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請手続)

第14条 法第31条第3項の規定により解散の認定の申請をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書面のほか、申請書を知事に提出しなければならない。

(解散の届出手続)

第15条 法第31条第4項の規定により解散の届出をしようとする清算人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(清算人の就任の届出手続)

第16条 法第31条の8の規定により就任の届出をしようとする清算人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第17条 清算人は、法第32条第2項の規定に基づき残余財産の譲渡の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出手続)

第18条 法第32条の3の規定により清算終了の届出をしようとする清算人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(合併の認証の申請手続)

第19条 法第34条第4項の規定により合併の認証の申請をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類及び法第10条第1項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第34条第5項において準用する法第10条及び第12条の規定の適用を受ける場合における第2条(第1項を除く。)及び第4条の規定の適用については、第2条第3項中「法第10条第1項第2号ハ」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハ」と、同条第3項中「前項ただし書」とあるのは「第19条第2項の規定により適用する前項ただし書」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第19条第2項の規定により適用する第2項」と、「第1項」とあるのは「法第34条第4項」と、第4条中「法第10条第3項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第3項」と、同条第2項中「第2条第1項」とあるのは「第19条第1項」とする。

(合併の場合の貸借対照表等の作成及び備置き)

第20条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)についてこれを作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをそれぞれの事務所に備え置かなければならない。

(合併の登記の届出手続)

第21条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定により合併の登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(認定の申請)

第22条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新の申請手続)

第23条 法第51条第3項の規定により認定の有効期間の更新の申請をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、同項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等に係る特例)

第24条 法第52条第1項の規定により法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定の適用を受ける場合における第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「特定非営利活動法人」とあるのは「県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人(高知県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人を除く。)」と、第7条中「法第23条第1項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第1項」と、同条第2項中「法第23条第2項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第2項」と、第9条中「同条第6項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項」と、第10条中「法第25条第7項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項」とする。

2 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人(高知県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人を除く。)は、高知県知事以外の所轄庁から法第25条第3項の定款の変更の認証を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、法第52条第2項の書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出手続)

第25条 法第53条第1項の規定により代表者の氏名の変更の届出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等)

第26条 認定特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、同条第1項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第54条第2項各号に掲げる書類を作成し、同項第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、同項第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第27条 認定特定非営利活動法人(県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人(高知県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人を除く。))を含む。次項において同じ。)は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に、法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、前条第3項の書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第28条 知事は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた法第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類、法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は第26条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)(次項において「役員報酬規程等」と総称する。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則

で定める場所において、これを閲覧させ、又は謄写させるものとする。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定により役員報酬規程等を謄写しようとする者について準用する。

(特例認定の申請)

第29条 第22条の規定は、法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。

この場合において、第22条中「同条第2項各号」とあるのは、「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と読み替えるものとする。

第30条 法第62条において読み替えて準用する法第46条か（特例認定特定非営利活動法人についての認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）ら第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合における第24条から第28条までの規定の適用については、これらの規定中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「特例認定特定非営利活動法人」と、第24条第1項中「法第52条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第1項」と、同条第2項中「法第52条第2項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第2項」と、第25条中「法第53条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第53条第1項」と、第26条第1項中「法第44条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の特例認定」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の特例認定」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「法第54条第2項各号」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項各号」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第3項中「5年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「法第60条の有効期間の満了の日」と、第27条第1項中「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、同条第2項中「前条第3項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前条第3項」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、第28条第1項中「法第44条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「第26条第3項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する第26条第3項」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請手続等)

第31条 法第63条第3項の規定により同条第1項又は第2項の認定の申請をしようとする特定非営利活動法人は、法第34条第4項の規定による合併の認証の申請に併せて、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第63条第1項の認定について法第63条第5項において準用する法第44条第2項及び第3項、第45条、第47条から第49条まで並びに第54条第1項の規定の適用を受ける場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「認定特定非営利活動法人としての地位を承継する特定非営利活動法人」と、「法第44条第1項」とあるのは「法第63条第1項」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項」とあるのは「法第63条第1項」とする。

3 法第63条第2項の認定について法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項及び第3項、第59条並びに法第62条において読み替えて準用する法第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定の適用を受ける場合における第26条第1項の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、第26条第1項中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する特定非営利活動法人」と、「法第44条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「5年間」とあるのは「3年間」とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第32条 法第74条の規定により、法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第13条第1項の規定による閲覧及び第28条第1項(第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による閲覧については、規則で定めるところにより、書面等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第2条第3号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。)の縦覧等(同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。以下この条において同じ。)に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第33条 法第75条の規定により、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第11条第1項の規定による作成及び備置き並びに同条第2項の規定による備置き、法第28条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項及び第20条の規定による作成及び備置き、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第52条第4項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第26条第1項(第30条並びに第31条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による備置き、第26条第2項及び第3項(これらの規定を第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに法第54条第4項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧については、規則で定めるところにより、書面(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第3号に規定する書面をいう。以下この条において同じ。)の保存(同法第2条第5号に規定する保存をいう。以下この条において同じ。)に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行い、書面の作成(同法第2条第6号に規定する作成をいう。以下この条において同じ。)に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行い、及び書面の縦覧等(同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。以下この条において同じ。)に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

(事務処理の特例)

第34条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及びこの条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、土佐町、津野町及び黒潮町が処理することとする。

- (1) 法第10条第1項及び第2条の規定による設立の認証の申請の受理
- (2) 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び公衆の縦覧
- (3) 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)及び第4条(第8条第2項及び第19条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく補正書の受理
- (4) 法第12条第1項及び第3項の規定による設立の認証等及び当該認証等に係る通知
- (5) 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)並びに第5条及び第21条の規定による登記の届出の受理
- (6) 法第13条第3項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく設立の認証の取消し
- (7) 法第17条の3の規定による仮理事の選任
- (8) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任
- (9) 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理
- (10) 法第23条及び第7条の規定による役員の変更等の届出の受理
- (11) 法第25条第3項並びに同条第5項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による定款の変更の認証等及び当該認証等に係る通知
- (12) 法第25条第4項並びに第26条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定による定款の変更の認証の申請の受理
- (13) 法第25条第6項及び第9条の規定による軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- (14) 法第25条第7項及び第10条の規定による定款の変更の登記の届出の受理
- (15) 法第26条第3項の規定による定款の変更に係る事務の引継ぎ
- (16) 法第29条及び第12条の規定による事業報告書等の受理

- (17) 法第 30 条及び第 13 条第 1 項の規定による事業報告書等の公開
- (18) 法第 31 条第 2 項の規定による事業の成功の不能による解散の認定
- (19) 法第 31 条第 3 項及び第 14 条の規定による前号の解散の認定の申請の受理
- (20) 法第 31 条第 4 項及び第 15 条の規定による解散の届出の受理
- (21) 法第 31 条の 8 及び第 16 条の規定による清算人の就任の届出の受理
- (22) 法第 32 条第 2 項の規定に基づく残余財産の譲渡の認証(第 17 条の規定による当該認証の申請の受理を含む。)
- (23) 法第 32 条の 2 第 3 項の規定に基づく意見の陳述及び調査
- (24) 法第 32 条の 2 第 4 項の規定に基づく裁判所に対する意見の陳述
- (25) 法第 32 条の 3 及び第 18 条の規定による清算終了の届出の受理
- (26) 法第 34 条第 3 項並びに同条第 5 項において準用する法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による合併の認証等及び当該認証等に係る通知
- (27) 法第 34 条第 4 項及び第 19 条の規定による合併の認証の申請の受理
- (28) 法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収又は立入検査(同条第 2 項の規定による同条第 1 項の相当の理由を記載した書面の作成を含む。)
- (29) 法第 42 条の規定に基づく改善命令
- (30) 法第 43 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく設立の認証の取消し
- (31) 法第 43 条第 4 項の規定による聴聞の期日における審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付
- (32) 法第 43 条の 2 (法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定に基づく警視総監又は都道府県警察本部長からの意見聴取
- (33) 法第 43 条の 3 (法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定に基づく警視総監又は都道府県警察本部長からの意見の受理
- (34) 法第 73 条の規定に基づく協力依頼

(委任)

第 35 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 26 日条例第 90 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 15 年 3 月 28 日条例第 22 号)

この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 23 日条例第 37 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 21 日条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(高知県職員定数条例等の一部改正)

2 略

附 則 (平成 23 年 12 月 28 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる申請等(申請、届出及び提出をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前にされた申請等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際新条例第 34 条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)及びこの条例による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行条例(以下この項において「法等」という。)の規

定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同条に規定する町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法及び新条例の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 24 年 7 月 13 日条例第 49 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後にされる申請（申請書等の補正を含む。）又は届出において、当該申請又は届出の日前 6 月以内に作成されたこの条例による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 2 号（同条例第 19 条第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる書面が添付された場合にあっては、当該書面は、この条例による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項（同条例第 19 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項第 2 号ハの各役員の住所又は居所を証する書面とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 16 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。